

以下のいずれかに該当していれば
中小企業等となる。

- ・ ①に○があり、③に1億円以下かつ④に○がないこと。
- ・ ②に○があること。

事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税
(中間申告の場合 令和
の計算期間 令和

翌年以降 の送付要 否	要	否	適用額明細書 提出の有無	有	無
税理士法第30条 の書面提出有	有		税理士法第33条 の2の書面提出有	有	

この申告書による法人税額の計算

この申告書による地方税額の計算

税 理 士 名	
---------	--